

平成18年5月12日

各 位

東京都渋谷区代々木二丁目6番5号  
株式会社もしもしホットライン  
(コード番号: 4708 東証第一部)  
代表取締役社長 高木 尚二  
問合せ先 広報・IR室長 和田 謙司  
電 話 03(5351)7200(代表)

## 当社株式の買付提案及び買付行為への対応方針 (買収防衛策)の継続導入に関するお知らせ

当社は、平成17年6月7日に開催された取締役会において、特定の株主グループによる当社発行済株式の大規模な買付提案及び買付行為に対して、当該買付提案及び買付行為が当社の企業価値、ひいては株主共同の利益を安定的かつ持続的に向上させるものか否かの判定を行うことを目的として、事前の必要情報(4頁の(2)で定義します。)の提供を含む、当社が講ずる対応方針(以下、「平成17年度本プラン」といいます。)の導入を決定し、平成17年6月23日に開催された定時株主総会において、株主の皆様よりご承認いただきました。

平成17年度本プランにおいては、有効期間は1年間(平成18年度定時株主総会開催時まで)とされておりますので、当社といたしましては、平成17年度本プランと実質的に同内容の当社株式の買付提案及び買付行為への対応方針を継続することといたしたく、本年5月1日に施行された会社法の内容及び昨年来の議論を考慮いたしまして、平成18年5月12日に開催された当社取締役会において、平成17年度本プランの廃止を決定するとともに、本年度におけるプラン(以下、「本プラン」といいます。)を、以下のとおり内容にて導入することを決定いたしましたので、お知らせいたします。本プランは、平成18年6月22日に開催予定の当社定時株主総会(以下、「本定時株主総会」といいます。)において議案として諮られ、出席株主の皆様のご賛同を得るものといたします。

### 1. 本プラン継続導入の理由

当社グループは、全国20都市に自社コールセンターを配置する大手テレマーケティング会社であり、平成18年3月期の連結売上高は546億円、17,000人を超えるスタッフが全国のコールセンターにおいて顧客応対及びマーケティング業務に従事しております。

---

<sup>1</sup> 特定の株主グループとは、(i)当社の株券等(証券取引法第27条の23第1項に規定する株券等を含みます。)の保有者(証券取引法第27条の23第1項に規定する保有者を含み、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含むものとします。)及びその共同保有者(証券取引法第27条の23第5項に規定する共同保有者を含み、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含むものとします。)、又は、(ii)当社の株券等の買付等(証券取引法第27条の2第1項に規定する買付等を含み、取引所有価証券市場において行われているものを含みます。)を行う者及びその特別関係者(証券取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者を含みます。)を意味します。

テレマーケティング業界は、規制緩和や技術革新等を背景とした企業間競争の激化による効率化ニーズを背景に、ビジネス・プロセス改革の一環としてコールセンターの設置並びにそのアウトソーシングに踏み切る企業が増加し、大きな成長を遂げております。当社グループにおきましては規制緩和業種に経営資源を集中的に投下するとともに、高いサービス品質の実現を最優先課題として取り組んできたほか、平成15年3月にはそれまで低収益に甘んじていた株式会社マックスコム（旧・日本テレコムマックス株式会社）を当社グループに加えると同時に、同社の経営改善策を推進、連結ベースでも高い収益性を維持しながら、事業規模を過去5年間で1.7倍に拡大いたしました。

一方、当社の主要顧客は公益事業や公共性の高い通信又は金融業界であり、コールセンターの運営地も北海道から沖縄県に到る迄、日本全国の地域に溶け込んだものとなっております。以上の観点から当社は、顧客企業の皆様や、消費者の皆様に対して信頼性の高いサービスを安定的に提供する責務を負っており、この責務を将来にわたって安定的に果たしていくための揺るぎない体制を構築していくことが、当社株主の利益に合致するものと考えております。

従いまして、平成18年3月末時点で当社の議決権の34.3%は三井物産株式会社が保有しておりますが、当社の経営方針と異なる買付提案が行われ、その買付提案が実行された場合、又は当社取締役会の事前の同意を得ずに当社株式に対して大規模な買付行為が行われた場合、当社がこれまで育成してまいりました当社の特色である信頼性、公共性、中立性、経営の安定性、ブランド・イメージ等をはじめ、株主の皆様はもとより、顧客企業、取引先、地域社会、従業員その他利害関係者の利益を含む当社の企業価値への影響、ひいては当社の株主全体に共通する利益の総体たる株主共同の利益を毀損する可能性がありますので、そのような場合には当該買付提案又は買付行為が株主共同の利益に合致するものか否かにつき、十分な検討を行う必要があります。

そこで、本プランは、当社に対する買付提案又は買付行為の実行を検討している者（以下、総称して「買付提案者」といいます。）より、事前に当社に対する買付に関する情報（買付提案者の概要、買付内容・対価・時期、買付完了後の経営戦略等）の提供を受け、当社取締役会が買付提案者と交渉並びに提案内容の検討を行う期間を確保し、当該買付提案又は買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益の最大化に資するものか否かの判定を行うことを第一の目的としております。これに対し、買付提案者が事前の情報提供や予告なく当社株式に対する買付行為を開始するような場合や、買付提案又は買付行為の内容、態様及び手法に鑑み、当社の企業価値・株主共同の利益が毀損すると認められるような場合には、当社としては当社の企業価値・株主共同の利益の毀損を防止するために対抗措置を発動する必要がある、かつ、対抗措置を発動しない場合には企業価値・株主共同の利益の毀損を回避することができない、あるいは、そのおそれがあるという例外的な場合に限り、対抗措置の発動として新株予約権の無償割当を行うことといたします。本プランの導入から対抗措置の発動及び不発動までの全体的な流れにつきましては、添付資料1のフロー表をご参照ください。

現時点では当社に対して具体的な買付提案又は買付行為は行われておりませんが、本プランの継続導入により、当社企業価値・株主共同の利益の毀損を未然に防ぐことが可能になると考えます。

## 2. 平成17年度本プランからの変更点

本プランにおける平成17年度本プランからの変更事項は以下のとおりですが、買付提案又は買付行為に対する対応方針、対抗措置発動のメカニズム、対抗措置の内容において株主の皆様及び関係者の皆様に重大な影響を及ぼすような変更は行っておりません。

### (1) 買付提案者の定義の明確化及び客観化

本プランにおきましては、買付提案者の定義の明確化及び客観化の観点から、本プランの適用を受ける買付提案者を「当社発行済株式（当社保有自己株式を除く）の保有割合<sup>2</sup>が15%以上となる買付提案又は買付行為を行う買付提案者」と定めました。

平成17年度本プランにおきましては、「①特定の株主グループによる当社発行済株式（当社保有自己株式を除く）の保有割合が20%以上となる買付提案又は買付行為等を行う買付提案者、②当社に対する経営参画を目的とした買付提案又は買付行為等を行う買付提案者、及び③当社の企業価値・株主共同の利益に重大な影響を与える可能性のある買付提案又は買付行為等を行う買付提案者のいずれかに該当する者」がその対象となることとされておりました。平成17年度本プランにおいては、①の場合のみならず、②及び③に該当する買付提案者に対しても必要情報提供手続（以下で定義します。）に従うことを要請し、必要情報提供手続の機動的な対応を意図してまいりました。しかしながら、①ないし③のいずれかに該当する買付提案者に対しては、必要情報提供手続に基づいて買付提案又は買付行為に関して情報を当社に対して提供することを要求することになるので、必要情報提供手続に入るかどうかの判断の客観性を高めるため、本プランでは②及び③の要件を除外すると同時に、①の当社発行済株式の保有割合を20%から15%に下げることによって機動的な対応を確保することといたしました。

### (2) 新株予約権無償割当制度の利用を含む会社法を踏まえた変更

本プランでは、会社法上新たに認められた新株予約権の無償割当の制度を利用することにいたしました。この制度の活用により、株主の皆様は新株予約権の申込を必要とせず、割当基準日において自動的に新株予約権者となります。また、この他にも会社法の施行により生じる新株予約権要項に関する修正及び昨年来の買収防衛策に関する議論を踏まえた変更もなされております。

## 3. 当社株式に対する買付提案又は買付行為がなされた場合の対応方針

---

<sup>2</sup> 保有割合とは、(i)特定株主グループが、前注1の(i)記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（証券取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。）も加算するものとします。）、又は、(ii)特定株主グループが、前注1の(ii)記載の場合は、当該買付者及び当該特別関係者の株券等保有割合（証券取引法第27条の2第8項に規定する株券等保有割合をいいます。）の合計を意味します。

当社は、いかなる買付提案又は買付行為も最終的には当社の企業価値・株主共同の利益を最大化することに資するものでなくてはならず、また、そのための具体的な方針及び内容に裏付けられたものであることが必要であると考えております。そのため、買付提案又は買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損することが明らかであると判断される場合には、対抗措置の発動として新株予約権の無償割当を行うことといたします。

かかる対抗措置を発動すべきか否かを判断するための材料として、当社は、以下の手続によって買付提案者に対して買付提案及び買付行為の概要及びその他の情報の提供を求めるものとします。かかる情報の提供を受けた後、当社では、下記に定める特別委員会及び当社取締役会においてかかる情報を検討した上、取締役会としての意見を慎重に形成・公表し、必要と認めれば、買付提案についての交渉や株主の皆様に対する代替案（当社取締役会が経営を継続することによって実現しうる当社の企業価値・株主共同の利益及びそのための具体的な方策のほか、当該買付行為に直接対抗するための当社取締役会その他の第三者を主体とした買付案を含みます。以下同じ。）の提示も行うものとします。

かかる検討の結果、下記に定める対抗措置発動要件又は対抗措置不発動要件を充足するか否かを特別委員会において判断し、特別委員会が当社取締役会への勧告を行った上、取締役会は当該勧告を最大限尊重して、対抗措置の発動又は不発動を決議するものとします。

#### (1) 本プランの対象となる買付提案者

当社発行済株式（当社保有自己株式を除く）の議決権割合が15%以上となる買付提案又は買付行為を行う買付提案者に該当する場合には、本プランの対象になります。

#### (2) 必要情報提供手続

当社取締役会は、下記の特別委員会の助言及び勧告に基づいて、買付提案者からの提案内容が具体的にいかに当社の企業価値・株主共同の利益を向上させるかを明らかにするため、買付提案者からは、原則として、以下の各事項に関する情報（以下、これらを総称して「本必要情報」といいます。）の提供を求めます（以下、「必要情報提供手続」といいます。）。

- ① 買付提案者及びそのグループ（その共同保有者、その特別関係者及び（ファンドの場合は）組合員その他の構成員を含みます。）の概要
- ② 買付提案及び買付行為の目的、方法及び内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等の実行の蓋然性等を含みます。）
- ③ 買付対価の算定根拠（算定の前提となる事実、算定方法、及び、算定に用いた数値情報を含みます。）及び買付資金の裏付け（買付等の資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ④ 公開買付届出書等で法律上開示を要求される情報のほか、買付後の当社経営方針及び事業計画、並びに資本政策及び配当政策等についての情報
- ⑤ 買付等の後における当社の従業員、取引先、顧客、地域社会その他の当社に係る利害関係者に関する方針

## ⑥ その他取締役会又は特別委員会が合理的に必要と判断する情報

必要情報提供手続における本必要情報の具体的な内容は、買付提案及び買付行為の内容及び規模によって異なることもありうるため、買付提案者より買付行為に先立って当社取締役会宛に、買付提案及び買付行為の内容及び規模に応じて合理的に必要と考えられる本必要情報を含む買付提案書を提出戴きます。当社取締役会がその内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付提案書が提出されてから10営業日以内に買付提案者が当社に対して追加して提出すべき本必要情報のリストを買付提案者に対して提示いたします。かかるリストの提示後、買付提案者には当社取締役会に対して適宜当社が要求した追加の本必要情報を提出して戴き、当社取締役会はその中でも本必要情報が不足すると判断された場合には適宜買付提案者に対して本必要情報の提出を要求した上で、原則として当社取締役会から買付提案者に対して本必要情報のリストが提示されてから60日以内に本必要情報の提供を完了して戴くこととします（以下、「必要情報提供期間」といいます。）。もともと、本必要情報の具体的な内容は買付提案及び買付行為の内容及び規模によって異なることもありうるため、当社取締役会は、買付提案及び買付行為の内容及び規模並びに本必要情報の具体的な提出状況を考慮して必要情報提供期間を最大30日間延長することができるものとします。買付提案者から提出された本必要情報が十分かどうか、当社取締役会が要求した本必要情報の内容・範囲が妥当かどうか、及び、必要情報提供期間を延長するかどうかの判断については、当社取締役会は恣意的な判断を排除するために下記の特別委員会の助言及び勧告に基づいて判断を行います。

## (3) 特別委員会及び取締役会による検討手続

当社取締役会は、かかる本必要情報の提供状況に応じて必要情報提供期間中又は必要情報提供期間満了後、独立の外部専門家3名により構成され、別に設置される特別委員会（特別委員会の活動の概要及び委員については添付資料2をご参照ください。）の助言及び勧告を受けながら、買付提案及び買付行為に対する検討、分析を行い、取締役会としての意見を慎重に形成・公表し、必要と認めれば、買付提案及び買付行為についての交渉や株主の皆様に対する代替案の提示も行うものとします。株主の皆様にも、当社取締役会の意見を参考にしつつ、当該買付提案とその代替案を比較検討戴くこととなります。

当社取締役会といたしましては、買付提案にかかる買付行為（当社取締役会が賛成の意見表明決議をした買付提案にかかるものを除く）は、その内容や規模によって、取締役会による当該提案の評価・検討及び交渉、あるいは代替案を提示するために必要な期間（以下、「取締役会検討期間」といいます。）が異なるため、買付提案者が買付提案又は買付行為を行うにあたっては、必要情報提供期間満了後、買付提案又は買付行為の内容及び規模によって合理的な取締役会検討期間が経過した後に買付提案又は買付行為を開始することが、当社及び当社株主の利益に合致すると考えます。取締役会検討期間は本必要情報の提供完了後、60日以内（対価を現金（円貨）のみとする公開買付による当社株式の買付提案の場合）又は90日以内（その他の方法による買付提案の場合）を原則とします。

#### (4) 特別委員会による勧告の尊重

特別委員会は、添付資料2に記載の事項について当社取締役会に勧告を行い、当社取締役会はその判断の際には特別委員会による勧告を最大限尊重いたします。ただし、当社取締役会は特別委員会による勧告に従うことにより当社の企業価値・株主共同の利益が毀損されることが明らかである場合には、当社の企業価値・株主共同の利益の確保の観点から、特別委員会の勧告内容と異なった決定をすることがあります。

#### (5) 取締役会の検討内容の開示

取締役会検討期間中、取締役会は、特別委員会の助言・勧告を受けながら、買付提案者からの買付提案又は買付行為が行われた事実及び本必要情報のうち当社株主の皆様のご判断にあたって必要であると認められる場合には、取締役会が適切と判断する時点で適切な情報開示を行い、また、提供された必要情報を十分に評価・検討し、取締役会としての意見を慎重に取りまとめ、これを適切な時期に開示します。

また、最終的に買付提案又は買付行為に応じて当社株式を売却するか否か、あるいは、対抗措置として新株予約権が無償割当された場合にこれを行行使するか否かのご判断は、最終的には株主の皆様にご委ねられますが、当社といたしましては、必要に応じて買付提案者との間で買付提案又は買付行為に関する条件交渉を行い、こうした株主の皆様のご判断に資するべく、取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

### 4. 対抗措置の発動・不発動の条件、対抗措置の内容

#### (1) 対抗措置の発動（当社取締役会による新株予約権の無償割当の決議）及び不発動

買付提案者による買付提案又は買付行為に関して、別に設置される特別委員会において下記「その一」に記載の対抗措置発動要件のいずれかに該当する事情が存在するとして当社取締役会に対して勧告がなされた場合には、当社取締役会は、当該勧告を最大限尊重して、当社及び株主の利益を確保し、当社の企業価値・株主共同の利益を確保することを目的として、取締役会決議により、対抗措置の発動として、新株予約権の無償割当（会社法第277条）を行います（新株予約権の概要は添付資料3を参照ください。以下、「本新株予約権」といいます。）。かかる対抗措置の発動は、買付提案又は買付行為による当社の企業価値・株主共同の利益の毀損を防止するためにはこの対抗措置の発動が不可欠であり、当該時点で対抗措置を発動しないと企業価値・株主共同の利益の毀損を回避することができない、あるいは、そのおそれがあると認められる場合に行われます。本新株予約権は権利行使期間中の行使は原則として制限されず（ただし、買付提案者を含む特定の株主グループによる新株予約権の行使については制限があります。）、権利行使期

間は、その開始日<sup>3</sup>から1ヶ月間（又は最長で2ヶ月間）<sup>4</sup>であり、当該期間中は自由に行使することができますので、新株予約権の割当が行われれば特に制限なく新株予約権の行使が可能となり、普通株式数が増加する状況になります。したがって、対抗措置としての新株予約権の割当を行うことを決定する時点で精緻かつ詳細な検討を行うことが重要であると考えられます。

これに対して、特別委員会において下記「その二」①及び②に記載する「対抗措置不発動要件」のいずれかに該当する事情が存在すると認められ、勧告が行われる場合には、当該勧告を最大限尊重して、取締役会は買付提案者の買付提案又は買付行為に対して対抗措置を発動しないことを決議します。また、取締役会検討期間満了時まで特別委員会において下記の対抗措置発動要件のいずれかに該当する事情が存在するとして当社取締役会に対して勧告がなされず、当社取締役会が対抗措置の決議を行わない場合には、当社取締役会は、取締役会検討期間後は買付提案者の買付提案又は買付行為に対して対抗措置を発動いたしません。また、取締役会検討期間終了後においては、当社取締役会は買付提案者との間で円滑に検討・交渉を継続すべく最善の努力を行うものとしています。

当社取締役会は、これらのいずれの場合であっても、対抗措置の発動又は不発動の決議その他取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行い、株主の皆様において適切な判断をしていただくことが可能となるような措置をとることといたします。

## 記

### その一 対抗措置発動要件

- ① 買付提案者が、当社への経営参画の意思を真に有していないにもかかわらず、当社株式の株価を不当につり上げて当社株式を高値で当社関係者（当社関係会社、役員、従業員、取引先等を含むがこれに限らない。）に取得させる目的で当社株式の買付提案又は買付行為を行っていることが、客観的かつ合理的に推認される場合であり、かつ当該時点で対抗措置を発動しない場合には当社の企業価値・株主共同の利益の毀損を回避することができない、あるいは、そのおそれがあると認められる場合
- ② 買付提案者が、当社の事業経営上必要な資産、知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該買付提案者やその関係会社等に移転させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で当社株式の買付提案又は買付行為を行っていることが、客観的かつ合理的に推認される場

<sup>3</sup> 権利行使期間の開始日は新株予約権の無償割当の対象となる株主を確定するために設定される基準日（以下、「割当基準日」といいます。）の約2ヶ月後に設定される予定です。これは、割当基準日後に証券保管振替機構による実質株主の通知、株主名簿管理人による株主名簿の作成及び会社法第279条第2項に基づく株主及びその登録株式質権者に対する通知に実務上要すると考えられる期間を考慮に入れて設定しております。以下においても割当基準日から権利行使期間の開始までは約2ヶ月の期間が置かれることにご留意ください。

<sup>4</sup> 新株予約権の権利行使期間については、現時点においては権利行使期間の開始日から1ヶ月間としておりますが、新株予約権者の皆様に権利行使をするか否かのご判断をいただくための期間として十分でないと考えられる場合には、新株予約権の無償割当を決定する際の実務上、取締役会決議において新株予約権の内容として最長2ヶ月間の権利行使期間を定める可能性があることにご留意ください。

合であり、かつ当該時点で対抗措置を発動しない場合には企業価値・株主共同の利益の毀損を回避することができない、あるいは、そのおそれがあると認められる場合

- ③ 買付提案者が、当社の資産を当該買付提案者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済源資として流用する意図をもって当社株式の買付提案又は買付行為を行っていることが、客観的かつ合理的に推認される場合であり、かつ当該時点で対抗措置を発動しない場合には企業価値・株主共同の利益の毀損を回避することができない、あるいは、そのおそれがあると認められる場合
- ④ 買付提案者が、当社の資産等の売却処分等による利益をもって一時的な高額の株主還元（剰余金配当を含むがこれに限らない。以下同じ。）をさせるか、あるいは一時的な高額の株主還元等による当社株式の株価上昇に際して、買付提案者が取得した当社株式を高値で売り抜けることを目的として、当社株式の買付提案又は買付行為を行っていることが、客観的かつ合理的に推認される場合であり、かつ当該時点で対抗措置を発動しない場合には企業価値・株主共同の利益の毀損を回避することができない、あるいは、そのおそれがあると認められる場合
- ⑤ 買付提案者が必要情報提供手続きに応ぜず、株主が当社株式を買付提案者に譲渡するか、保持し続けるかを判断するために十分な情報がないなど株主が当該買付提案又は買付行為を判断することが困難な場合に、当社に何らの予告もなく買付行為を開始し、又はその開始が客観的かつ合理的に推認される場合であり、かつ当該時点で対抗措置を発動しない場合には当社の企業価値・株主共同の利益の毀損を回避することができない、あるいは、そのおそれがあると認められる場合
- ⑥ 買付提案者が必要情報提供手続きに応じるも、買付提案において、当該買付提案者からの提案の態様、提案手法その他の事情に鑑みて二段階での強圧的な買付提案（当初の買付において当社株式の全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利な設定にし、あるいは明確にしないで買付行為を行うこと）であることが、客観的かつ合理的に推認される場合であり、かつ当該時点で対抗措置を発動しない場合には企業価値・株主共同の利益の毀損を回避することができない、あるいは、そのおそれがあると認められる場合
- ⑦ 上記①ないし⑥の他、買付提案者から当社に対して提案された買付提案又は買付行為により、当社株主、取引先、顧客、従業員、地域社会その他の当社の利害関係者を含む当社グループの企業価値・株主共同の利益が上記①ないし⑥の要件の場合と実質的に同程度に毀損するおそれがあることが客観的かつ合理的に推認される場合であり、かつ当該時点で対抗措置を発動しない場合には企業価値・株主共同の利益の毀損を回避することができない、あるいは、そのおそれがあると認められる場合

## その二 対抗措置不発動要件

- ① 取締役会が取締役会検討期間中及び取締役会検討期間を経過してもなお買付提案又は買付行為で提示された企業価値評価を上回る企業価値評価を実現することが合理的に見込まれる経営計画

等の提示を含む代替案を株主に示すことができず、買付提案者との間で交渉等も行わなかったことが明らかな場合

- ② その他、買付提案が取締役会が提示する代替案より高い企業価値評価を内容とするものであることが客観的に明らかであり、かつ、買付提案又は買付行為により当社の企業価値・株主共同の利益を害するおそれがあることが明らかでない場合

## (2) 対抗措置の発動—新株予約権の概要及び権利行使

本新株予約権の概要は以下のとおりですが、本新株予約権の無償割当を受けた新株予約権者の皆様は、本新株予約権の権利行使期間の開始日より1ヶ月間（又は最長で2ヶ月間）本新株予約権を行使することができます。

### ① 本新株予約権の割当先

本新株予約権は、別に設置される特別委員会の勧告に基づいて取締役会決議で決定の上で公告される割当基準日<sup>5</sup>における最終の株主名簿に記載又は記録のある株主の皆様に対してその所有株式（但し、当社の有する当社普通株式を除きます。）1株につき2個の割合で無償で割り当てられます。

また、現時点で保有されている当社株式の売却等により、上記のとおり設定される割当基準日における最終の株主名簿に記載又は記録されていない方や、割当基準日後に株主名簿に記載又は記録された方については本新株予約権の割当は行われません。

### ② 本新株予約権の権利行使の期間及び権利行使の制限（差別的行使条件）

本新株予約権の行使期間は、本新株予約権の権利行使期間の開始日から1ヶ月間（又は最長で2ヶ月間）であり、行使期間中であればいつでも新株予約権者の皆様は保有されている新株予約権を行使して新株式を取得することが可能です。権利行使に関しては、本新株予約権1個の行使につき当社の普通株式1株を取得することになります。但し、本新株予約権には差別的行使条件が付されており、対抗措置発動要件を充足すると判断された買付提案者及び買付提案者を含む特定の株主グループに属する者が本新株予約権の割当を受けた場合には、当該新株予約権者である買付提案者及び買付提案者を含む特定の株主グループに属する者は、その保有する本新株予約権を行使することができません。

### ③ 本新株予約権に関する取得条項が付されていないこと（旧商法上の新株予約権の消却について）

<sup>5</sup> ここにいう割当基準日は、本新株予約権の無償割当を受けることができる株主を定めるための基準日（会社法第124条）として当社取締役会において決定される予定であり、本新株予約権無償割当がその効力を生ずる日（以下、「無償割当効力発生日」といいます。会社法第278条第3項）は割当基準日とは別の日に設定される予定です。

本新株予約権につきましては、会社法で新たに認められることとなった取得条項（会社法第236条第1項第7号。会社の側から強制的に新株予約権を取得することができる条項。）を付しておりません。会社法におきましては、この取得条項付新株予約権の活用により、旧商法上の概念である新株予約権の消却と同様の効果（すなわち、旧商法上の新株予約権の消却も強制消却の場合には、会社の側から強制的に新株予約権を取り上げて消却するということになっております。）を実現できるとされております。平成17年度本プランにおきましては、この新株予約権の権利行使期間中、権利未行使の新株予約権の消却は予定されておりました。このように新株予約権の消却事由を規定しなかった趣旨は、本新株予約権の権利行使期間が1ヶ月間（又は最長で2ヶ月間）と通常の権利行使期間と比較して非常に短期間であり、また、本新株予約権の無償割当が行われるのは、買付提案者の買付提案又は買付行為について上記（1）で述べた対抗措置発動要件を充足しているような例外的な場合にのみ限定されていることから、当社が新株予約権を強制的に取得する選択肢を有するとすれば、本新株予約権の割当を受けた株主の皆様の利益を害してしまう可能性があるため、そのような株主の皆様の利益を可及的に保護するという点にあります。したがって、本プランにおきましても、旧商法下における新株予約権の消却に相当する内容を含まない対抗措置とすべきであるという観点から、本新株予約権には会社の側から強制的に新株予約権を取得することができる取得条項を付さないことといたしました。

## 5. 本プランに関する今後の手続、有効期間及び廃止手続

本プランは、平成18年6月22日開催予定の当社定時株主総会において議案として諮り、出席株主の皆様の過半数のご賛同を得る予定であり、有効期限は平成19年6月に開催予定の当社定時株主総会終結の時までとします。

本プランの有効期間中であっても、会社法その他の関係法令の整備等を踏まえ、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させる観点から本プランを随時見直し、臨時株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、もしくは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、又は新たな内容のプランを導入する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。これにより、本プランの導入及び廃止に関して当社の株主の皆様のご意向を十分に反映させることができるものと考えております。

当社は、本プランが廃止又は変更された場合には、当該廃止又は変更の事実及び（変更の場合には）変更内容その他当社取締役が適切と認める事項について、速やかに情報開示を行うものとします。

なお、平成19年度以降におけるプランについては、当社取締役会において必要な見直しをした上で、平成19年6月に開催予定の当社定時株主総会にて、本プランの継続、あるいは新たな内容のプランの導入に関して株主の皆様のご意思を確認させていただき予定しております（サンセット条項）。

## 6. 本プランの合理性について

#### (1) 買収防衛策に関する指針との整合性

本プランは平成17年5月27日に経済産業省及び法務省から公表された「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」（以下、「買収防衛指針」といいます。）に定める三原則①企業価値・株主共同の利益の確保、②事前開示・株主意思の原則及び③必要性・相当性の原則のすべてを充足しており、買収防衛指針に完全に沿った内容となっております。

#### (2) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、上述のとおり、当社株式に対する買付提案又は買付行為が行われた際に、当該買付提案又は買付行為が不適切なものでないか否かを株主の皆様が判断するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることで、企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

#### (3) 株主意思を十分に尊重していること（サンセット条項）

本プランは、平成18年6月22日開催の当社定時株主総会において議案として諮られ、出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同を得るものとしますが、本プラン導入につき本定時株主総会において出席株主の皆様の過半数のご賛同を得られなかった場合には、本プランは廃止いたします。また、本プランの有効期限は、原則として平成19年に開催される当社定時株主総会終結の時までとし、それ以降も当社株主総会において本プランの継続に関して皆様の意思を確認させていただく予定ですので、株主の皆様の意思を十分に尊重した買収防衛策であると考えます。

#### (4) 独立社外者である特別委員会の意見の重視

本プランにおいては、実際に当社に対して買付提案又は買付行為がなされた場合には、特別委員会が、特別委員会規則に従い、当該買付が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するか否かなどの実質的な判断を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して会社法上の決議を行うこととなります。また、取締役会は特別委員会による勧告に従うことにより当社の企業価値・株主共同の利益が毀損されることが明らかである場合でない限りは、特別委員会の勧告内容と異なった決定をすることはできません。

このように、特別委員会によって、当社内部の取締役の恣意的行動を厳しく監視するとともに、その判断の概要については株主の皆様へ情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に資する範囲で本プランの実際の運営が行われる仕組みが確保されています。

#### (5) 客観的かつ合理的な要件の設定

本プランは、上記にて記載したとおり、特別委員会において合理的かつ詳細な客観的要件が充足されない限りは発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(6) 客観的な解除条件が付されていること（デッドハンド型買収防衛策ではないこと）

本プランに関しては、合理的な内容の客観的解除要件が必要であると考えられますので、上記のとおり、対抗措置を発動すべきではない状況に対しては対抗措置不発動要件を設定し、特別委員会が対抗措置不発動要件の基礎となる事柄が存在するかどうかの判断の上で取締役会に対して勧告を行い、取締役会は勧告に示された特別委員会の判断を最大限尊重して対抗措置不発動要件の充足の有無を判断し、充足すると認められる場合には必ず対抗措置を発動しない旨の決議を行います。また、本プランは当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会の決定により廃止することができるものとされており、当社の株券等を大量に買い付けた者が指名し、株主総会で選任された取締役により本プランを廃止することができます。したがって、当社といたしましては、本プランはいわゆるデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）、スローハンド・ピルといった、経営陣によるプランの廃止を不能又は困難とする性格をもつライツプランとは全く性質が異なるものと考えます。

(7) 第三者専門家の意見の取得

本プランにおいては、買付提案者が出現すると、特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を受けることとされています。これにより、特別委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっています。

## 7. 株主及び投資家の皆様への影響

(1) 本プランの導入時に株主の皆様にご与える影響

本プランの導入時点においては、本新株予約権の割当自体は行われませんので、株主の皆様の権利関係には影響はございません。

(2) 対抗措置発動時（本新株予約権の割当時）に株主の皆様にご与える影響

本プランに基づいて対抗措置が発動される場合、新株予約権無償割当の方法により株主の皆様は本新株予約権が割り当てられますので、割当基準日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主の皆様は、申込等の手続をすることなく、当該新株予約権無償割当の効力発生日において、当然に新株予約権者となります。

また、本新株予約権の消却に関しては、取得条項を付しておりませんので、権利行使期間開始日まで株主の皆様は割り当てられた本新株予約権が会社の意向によって消滅することはありません。

(3) 本新株予約権の無償割当に伴って株主の皆様に必要な手続

① 名義書換の手続

当社取締役会において、本新株予約権の無償割当を行うことを決議した場合には、当社は、法令にしたがって本新株予約権の割当基準日を公告いたします。割当基準日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主に本新株予約権が割り当てられますので、株主の皆様におかれては、速やかに株式の名義書換手続を行っていただく必要があります（なお、証券保管振替機構に対する預託を行っている株券については、名義書換手続は不要です。）。

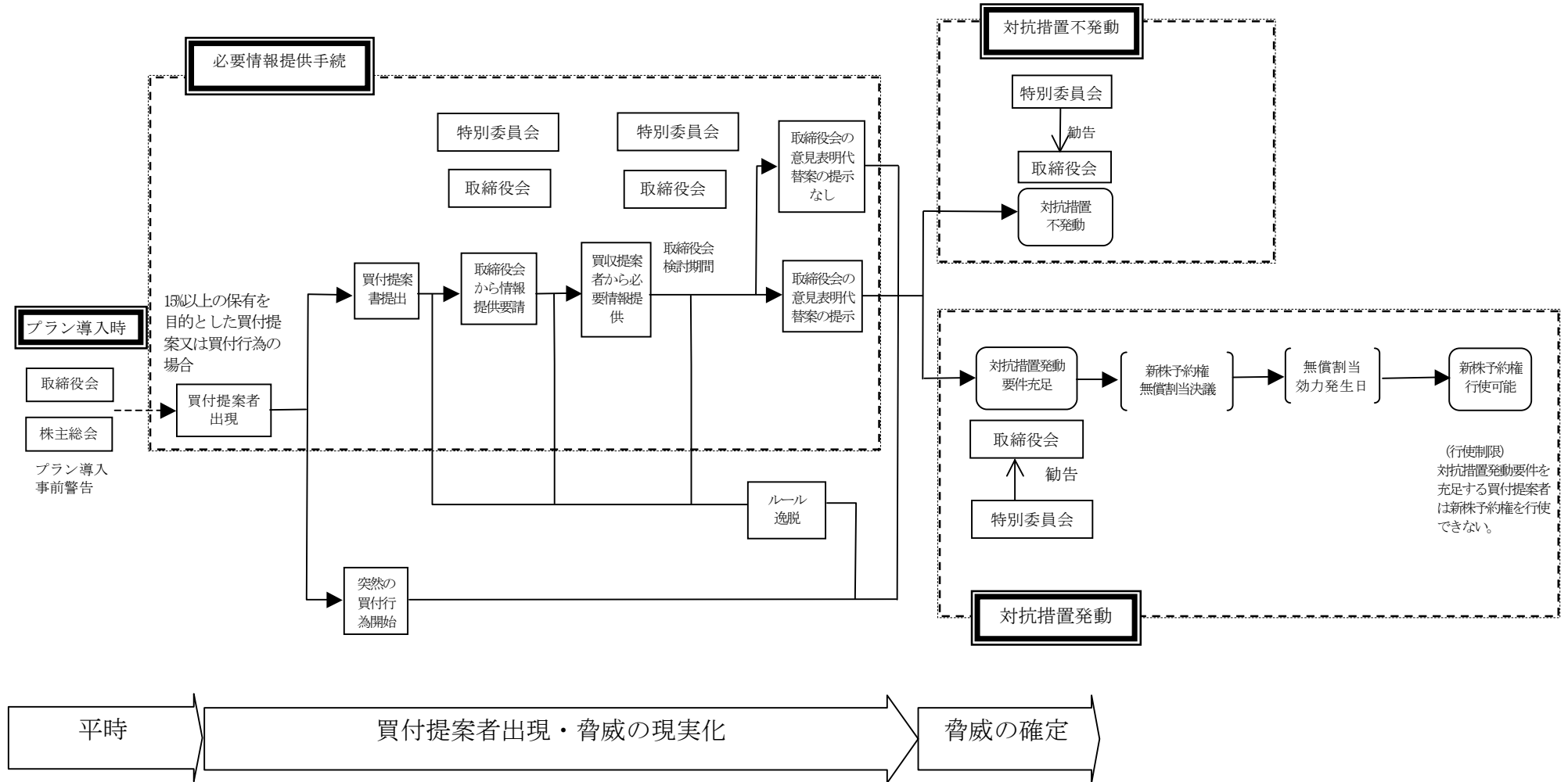
② 本新株予約権の行使の手続

当社は、割当基準日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対し、本新株予約権の行使請求書その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたします。本新株予約権の割当を受けた株主の皆様が権利行使期間内に権利行使を行う場合には、原則として新株予約権行使請求書等を提出した上、1円を払込取扱場所に払い込むことにより、原則として1個の新株予約権につき、1株の当社普通株式が発行されることとなります。仮に、株主の皆様が権利行使期間内に、金銭の払込その他本新株予約権の行使にかかる手続を経なければ、本新株予約権は消滅いたしますので（会社法第287条）、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化することとなります。

上記のほか、名義書換方法及び払込方法の詳細につきましては、本新株予約権の無償割当に関する当社取締役会の決議が行われた後、株主の皆様に対して公表又は通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

以上

添付資料 1 本プランの導入から対抗措置の発動・不発動までのフロー表



## 添付資料2 特別委員会の活動概要及び委員のご紹介

### 1. 特別委員会の活動の概要

当社取締役会が、以下の事項を判断するに際して必要となる場合には、特別委員会が招集され、上記の事項について検討したうえでその結果を当社取締役会に助言又は勧告を行います。

- ① 買付提案者による買付提案書及び本必要情報の精査及び検討
- ② 買付提案者による買付提案又は買付行為に対する対抗措置を発動（新株予約権の無償割当）するための対抗措置発動要件又は対抗措置不発動要件の基礎となる事情の存否の判断
- ③ 買付提案者による買付提案又は買付行為に基づく企業価値評価と当社取締役会が提示する代替案に基づく企業価値評価の検討及び精査

この特別委員会は、本プランの導入につき利害関係のない弁護士、公認会計士、学識経験者等から選任された合計3名の委員で組織されます。特別委員会には、原則として、当社取締役1名が出席して、特別委員会における検討に必要な事項に関する説明を行います。当社は、特別委員会を構成する特別委員との間で特別委員会における上記の活動をするための業務委託契約を締結し、各特別委員は特別委員に就任するにあたり、その職責を十分に理解し、業務委託契約に基づいて誠実にその活動を行うことを約束しております。当社取締役会は、特別委員会による勧告に従うことにより当社の企業価値・株主共同の利益が毀損されることが明らかである場合を除き、この特別委員会による勧告を最大限尊重して、上記の事項に関する判断を行います。特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を受けることができます。

本年度につきましても、平成17年度本プランが導入された際に選任された以下の3名の委員を引き続き特別委員として選任しております。各委員のご紹介は以下のとおりです。

### 2. 特別委員会の委員のご紹介

伊藤 眞 (いとう まこと)

昭和21年生まれ

昭和44年 早稲田大学第一政治経済学部卒業

昭和45年 公認会計士試験第2次試験合格

昭和47年 ピート・マーウィック・ミCHEL会計士事務所（東京事務所）入所

昭和50年 公認会計士試験第3次試験合格・公認会計士開業登録

昭和53年 監査法人サンワ東京丸の内事務所（現 監査法人トーマツ）入所

昭和60年 社員就任

平成4年 代表社員就任

平成15年 監査法人トーマツ代表社員辞任・同法人退社

慶應義塾大学 商学部・大学院商学研究科 教授 就任（現在に至る）  
平成 17 年 当社特別委員

根来龍之 （ねごろ たつゆき）

昭和 27 年生まれ

昭和 52 年 京都大学文学部社会学専攻 卒業  
大同特殊鋼株式会社入社  
昭和 58 年 慶應義塾大学大学院経営管理研究科経営管理専攻 修士課程修了  
昭和 61 年 徳山大学経済学部助手就任  
昭和 62 年 産業能率大学（1989 年より産能大学）専任講師就任  
平成 2 年 英国ハル大学客員研究員を兼務  
平成 3 年 産能大学助教授に昇格  
平成 10 年 産能大学院 担当教授就任  
平成 11 年 文教大学情報学部 教授就任  
平成 13 年 早稲田大学商学部 教授就任、現在に至る  
平成 15 年 早稲田大学 IT 戦略研究所所長を兼務、現在に至る  
平成 17 年 当社特別委員

佐藤彰紘 （さとう あきひろ）

昭和 34 年生まれ

昭和 58 年 早稲田大学法学部卒業  
昭和 62 年 司法試験合格  
昭和 63 年 最高裁判所司法修習生（司法研修所 42 期）  
平成 2 年 弁護士登録（第一東京弁護士会）  
「丸の内共立法律事務所」入所  
平成 7 年 「佐藤彰紘法律事務所」開設、代表就任  
平成 13 年 「佐藤綜合法律事務所」に改称、代表、現在に至る  
平成 17 年 当社特別委員

### 添付資料3 本プランの新株予約権の概要

以下において【 】とされている事項については、取締役会における新株予約権の無償割当を決定する決議において決定されるものとします。

(新株予約権の割当を受ける株主及び割り当てる新株予約権の個数)

【(11)に基づいて決定される割当基準日】の最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有株式（ただし、当社の有する当社普通株式を除く。）1株につき2個の割合で新株予約権を割り当てる。

(新株予約権の無償割当に関する事項)

#### (1) 新株予約権の名称

株式会社もしもしホットライン新株予約権

#### (2) 新株予約権無償割当の目的

当社は、当社に対する濫用的な買収行為等によって当社の企業価値・株主共同の利益が毀損することを防止し、当社に対する買収等の提案及び買収行為等に対して、当社の企業価値・株主共同の利益を確保するための合理的な手段として用いることを目的として、新株予約権の無償割当を行う。

#### (3) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

- (a) 新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とする。
- (b) 新株予約権の目的となる株式の総数は、【(11)に基づいて決定される割当基準日】の最終の発行済株式数（ただし、当社の有する当社普通株式の数を除く。）に2を乗じた数を上限とする。なお、下記(17)により対象株式数（下記(4)に定義する。）が調整される場合には、当該調整後の対象株式数に割当を行う新株予約権の総数を乗じた数に調整される。

#### (4) 無償割当を行う新株予約権の総数

【割当を行う新株予約権の総数は、(11)に基づいて決定される割当基準日】の最終の発行済株式数（ただし、当社の保有する当社普通株式の数を除く。）に2を乗じた数を上限とする。なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下「対象株式数」という。）は1株とする。ただし、対象株式数は下記(17)により調整される。

#### (5) 新株予約権の行使により発行する株式の発行価額の総額

払込価額（下記(6)に定義する。）に、上記(4)に定める新株予約権の総数を乗じた額を上限とする。

(6) 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき1株当たりの金額（以下「払込価額」という。）は1円とする。ただし、下記(17)により対象株式数が調整される場合には、1円を当該調整後の対象株式数で除した数に調整される。

(7) 新株予約権の行使によって増加する資本金の金額

新株予約権の行使の際の払込価額全額につき当社の資本金が増加するものとする。

(8) 新株予約権の権利行使期間

取締役会において定める日<sup>6</sup>から1カ月【又は最長で2ヶ月】とする。ただし、権利行使期間の最終日が銀行休業日にあたるときはその前銀行営業日を最終日とする。

(9) 新株予約権の行使の条件

- (a) 新株予約権者が複数の新株予約権を保有する場合、新株予約権者はその保有する新株予約権の全部又は一部を行使することができる。ただし、一部を行使する場合には、その保有する新株予約権の整数個の単位でのみ行使することができる。
- (b) 新株予約権は、新株予約権の割当を受けた者が、その割当を受けた新株予約権のみを行使できる（当初の新株予約権者から法令に従い下記(15)に定める取締役会の承認を要することなく承継された場合には、かかる承継により取得した新株予約権についてはこれを行使することができる。）。
- (c) 上記(a)及び(b)にかかわらず、買付提案者に関して、新株予約権無償割当決議時点において、別に設置する特別委員会が買付提案者の提示した買付提案又は買付提案者による買付行為に基づく当社の株券等の保有により、対抗措置発動要件の基礎となる事情が存在すると認められると判定の上取締役会に対してこれを勧告し、当該勧告に基づいて取締役会が対抗措置発動要件が充足することを確認し、これに基づいて新株予約権無償割当決議を行った場合、以下の者は、その保有する新株予約権を行使できないものとする。
  - ア. 当該買付提案者
  - イ. 当該買付提案者の共同保有者
  - ウ. 当該買付提案者の特別関係者

---

<sup>6</sup> 上述のとおり、権利行使期間の開始日は新株予約権の割当基準日後約2ヶ月後に設定される予定です。

エ. 上記アないしウ記載の者から新株予約権を取締役会の承認を受けることなく譲受もしくは承継した者

なお、次の(ア)ないし(カ)に掲げる用語の意義は、別段の定めのない限り、当該(ア)ないし(カ)に定めるところによる。

- (ア) 「特別関係者」とは、証券取引法（昭和23年4月13日法律第25号。その後の改正を含む。以下同じ。）第27条の2第7項に規定する特別関係者をいう。
- (イ) 「株券等」とは、証券取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいう。
- (ロ) 「共同保有者」とは、証券取引法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含むものとする。
- (ハ) 「保有」とは、証券取引法第27条の23第4項に規定する保有をいう。
- (ニ) 「保有者」とは、証券取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含むものとする。
- (ホ) 「本プラン」とは、当社の平成18年5月12日の取締役会決議においてその内容が決定され、平成18年6月22日に開催された定時株主総会においてその導入が承認された当社株式の買付提案及び買付行為への対応方針をいう。
- (ヘ) 「買付行為」とは、公開買付その他公開買付によらない方法による当社の株券等の取得をいう。
- (ニ) 「買付提案者」とは、本プランにおいて定められる買付提案者という。
- (ホ) 「買付提案者等」とは、買付提案者、並びに買付提案者の共同保有者及び特別関係者を含む。
- (ニ) 「買付提案」とは、買付提案者等による当社の株券等の保有に関する提案をいう。
- (カ) 「対抗措置発動要件」とは、本プランにおいて定められる対抗措置発動要件をいう。

(10) 当社による新株予約権の取得に関する条件

当社による新株予約権の取得に関する条件については、これを定めない。

(11) (本新株予約権の割当基準日)

【取締役会において定める日】

(12) 本新株予約権の無償割当の効力発生日

【取締役会において定める日】

(13) 新株予約権の行使請求受付場所

【取締役会において定める行使請求受付場所】

(14) 新株予約権の行使に際して払込みをなすべき払込取扱金融機関

【取締役会において定める払込取扱金融機関】

(15) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、当社の取締役会の承認を要する。

(16) 新株予約権証券の発行に関する事項

新株予約権証券は、新株予約権者の請求があった場合に限り発行する。

(17) 対象株式数の調整

- (a) 当社は、新株予約権無償割当後、株式の分割、無償割当又は併合を行う場合は、対象株式数を次に定める算式により調整する。調整後対象株式数の算出にあたっては、小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

$$\text{調整後対象株式数} = \text{調整前対象株式数} \times \text{分割、無償割当又は併合の比率}$$

- (b) 調整後の対象株式数の適用時期等は、次に定めるところによる。

- ア. 調整後の対象株式数は、株式の分割の場合は会社法第183条第2項第2号に規定する株式の分割がその効力を生ずる日（以下、「株式分割効力発生日」という。）の翌日以降、株式無償割当の場合は会社法第186条第1項第2号に規定する株式割当がその効力を生ずる日（以下、「株式無償割当効力発生日」という。）の翌日以降、株式の併合の場合は会社法第180条第2項第2号に規定する株式の併合がその効力を生ずる日の翌日以降、これを適用する。ただし、分配可能な剰余金から資本に組入れられることを条件としてその部分をもって株式の分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該分配可能な剰余金の資本組入れの決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式分割効力発生日又は株式無償割当効力発生日とする場合は、調整後の対象株式数は、当該分配可能な剰余金の資本組入れの決議をした株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用する。
- イ. 上記ア. 但書の場合で、株式分割効力発生日又は株式無償割当効力発生日の翌日から当該分配可能な剰余金の資本組入れの決議をした株主総会の終結の日までに新株予約権の行使をなした者に対しては、次に定める算式により当該株主総会の終結の日の翌日以降当社普通株式を発行する。この場合に、1株未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、現金による調整は行わない。

$$\text{株式数} = (\text{分割又は無償割当の比率} - 1) \times (\text{当該期間内に新株予約権を行使した場合、調整前対象株式数に基づき発行された株式数})$$